広報ふじみ令和 3 年 12 月 No. 621

富士見町のUターン施策

富士見へ、ふるさとへ、「Fターン」

富士見町では今年度、将来にわたって持続可能な、確かでゆるぎないまちづくりを進めるため、地方移住、なかでも「Uターン」に特化した7施策を主軸とした事業プラン立ち上げました。

【協働のまちづくり】に向け、4つの新規事業と3つの拡充事業を推進し、町の活性化をさらに進めています。

美しい富士見町を 次世代へ繋いでいくために

1 子育て支援施設等体験プログラム

町へのUターンや移住を希望している方のうち、未就学児を養育している世帯を対象に、町内の子育て支援施設等を体験することができる事業です。

富士見町への理解を深め、Uターン・移住のきっかけとなることを期待しています。

体験できるプログラムの内容や詳細、申し込みについては町ホームページをご覧ください。

【申し込み先】子ども課 子ども支援係

【電話番号】62-9237

第2回保育園入園体験プログラム

【実施期間】

令和4年1月11日(火曜日)~14日(金曜日)

・登園:午前8時30分~45分

・迎え:正午~午後0時15分

【募集人数】1日 4人

【持ち物】(予定)歯ブラシ・コップ・ハンカチ・タオル・ティッシュ・上履き・帽子・手袋

※外遊びをします。必要に応じて防寒靴、着替えをご用意ください。

【申込締切】

12月10日(金曜日)午後5時

【申込方法】

予約フォームから空き状況を確認のうえご予約ください。その後、申請書などの必要

書類を担当までご郵送ください。

【注意事項】

※利用初日は「慣らし保育」として保護者同伴での体験となります。

※利用期間中は給食を提供します。アレルギー等の確認のため事前に食材摂取状況調査票を提出いただきます。

2 中小企業後継者育成支援事業

町内事業者の持続的な発展と、後継者の育成による事業継続を支援します。

【補助対象】

事業者:従業員10名以下で、町内において対象事業を営む法人または事業所

後継者:事業者の親族であり、将来町内で引き続き事業を営む意思を持つ方

【補助金】

要件に該当する事業者に対して1ヵ月5万円を給付(上限60万円)

※後継者を雇用した日から起算して1年以内の申請が必要です。

【交付期間】

申請があった月から年度末分まで

【お問合せ先】産業課 商工観光係

【電話番号】62-9342

富士見町での生活にメリットを

3 学生Uターン者新生活応援事業

町の将来を担う人材獲得を目指し、大学等への就学のため奨学金等の就学支援を受けた町内出身の学生の中で、Uターンし町内で生活する方に、支援金を交付します。

【交付対象者】

- ・町内出身者で、大学等卒業から5年以内に申請および住民登録を行った方
- ・奨学金等の就学支援を受け、交付申請時点で返済額を100万円以上有している方
- ・定住の意思をもって住民登録する方・町税等の滞納がない方

【支援金】

申請時の奨学金等返済残高により決定します(上限30万円)

【お問合せ先】子ども課 総務学校教育係

【電話番号】62-9235

SEIMITSU FUIIMI

精密機械産業をはじめとした、世界でも活躍する町内企業を数多く紹介しています。 ぜひご覧ください。

4 Uターン者等雇用促進事業

Uターン者等を町内事業者が採用することで、町内での雇用促進と、優れた人材を確保することによる町の産業の持続的な発展を支援します。

【補助金】

要件に該当する事業者に対して、雇用者1人につき、1ヵ月5万円を給付(上限60万円)

【お問合せ先】産業課 商工観光係

【電話番号】62-9342

令和5年度(2023年)採用 富士見町役場 新規採用職員募集

【お問合せ先】総務課 庶務人事係

【電話番号】62-9322

来年度は、Uターン者を対象とした採用試験も実施します。富士見町のために働きたい、故郷に貢献したい、富士見町に住んで町を盛り立てたいと考えている方はぜひご応募ください。

※詳細は3月頃に町ホームページに掲載します

【試験日】2022年7月10日(日曜日)

【募集職種】一般職、保育士 他

【採用予定人数】若干名

―その他にも充実の支援策―

5 新規就農者 支援事業

【お問合せ先】産業課 営農推進係

【電話番号】62-9328

次世代の農業を担う新たな就農者を確保・育成することで、農業の持続的な発展を支援します。

6 同級会支援事業

【お問合せ先】生涯学習課 生涯学習係

【電話番号】62-7900

懐かしい友達との交流の場となる「同級会」が、ふるさとへ帰るきっかけとなるよう 支援を行います。 7 富士見町Uターン 周知促進事業

【お問合せ先】総務課 企画統計係

【電話番号】62-9332

「帰ってきたくなる町」を目指し、広報紙等を通じて転出者に向けた U ターン情報等をお知らせします。

「住みたくなるまち」「帰ってきたくなるまち」へ

- ■住宅支援
- ●新築住宅補助金

移住・定住する目的で住宅を新築、または新築住宅を購入した方に、費用の一部を補助します。(上限100万円)

【お問合せ先】総務課 企画統計係

【電話番号】62-9332

●空き家改修費補助金

居住を目的として、町内の空き家を改修する方に、費用の一部を補助します。(上限100万円)

【お問合せ先】総務課 企画統計係

【電話番号】62-9332

■就業支援

●テレワーク推進補助金

テレワーク推進に寄与する形で、森のオフィスを日常的に利用する移住者に、月額8万3,000円を補助します。

【お問合せ先】総務課 企画統計係

【電話番号】62-9332

●就業・創業移住支援

東京圏、愛知県、大阪府から移住し、就業に関する要件を満たす方に、移住支援金を 支給します。(最大100万円)

【お問合せ先】産業課 商工観光係

【電話番号】62-9342

※各支援には諸条件があります。

詳細はお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。

令和3年度 町政功労者表彰

【お問合せ先】総務課 庶務人事係

【電話番号】62-9322

11月5日(金)に、令和3年度町政功労者表彰式が役場で行われました。

富士見町の振興に尽力され顕著な功績のあった方や公益に寄与された方、5名の皆様 が表彰されました。

◆窪田 福美(富士見)

富士見町商工会長および観光協会長を歴任し、デマンド交通の立ち上げや駅前活性化に尽力され、地域の商工業および観光業両業界の発展に多大なる貢献をされた。

◆近藤 武(富士見)

永年林業に従事し、その豊富な経験と技術をもって、地域林業へ尽力および後進への 技術指導に寄与され、またボランティア活動にも積極的に参加し、地域の発展に多大な る貢献をされた。

◆名取 元秀 (瀬沢新田)

富士見町商工会長を務め、また、総合的な産業振興のために設けられたふじみまち産業振興センターの設立に尽力され、産業振興に多大なる貢献をされた。

◆藤沢 昭和(東京都)

私財をふるさと納税制度(ふるさとみらい寄附金)により町に寄附され、町の自然環境と産業文化、教育福祉に対し多大なる貢献をされた。

◆共進エネーブ株式会社(茅野市)

信濃境駅前広場および富士見駅前広場に、太陽光発電の街灯を設置費用含め 20 基寄贈され、駅前広場夜間照明不足の解消および駅前活性化に多大なる貢献をされた。

(順不同・敬称略)

感染症対策環境整備支援事業・業種追加分(製造業、建設業など) 感染予防対策費用 の一部を補助します

【お問合せ先】産業課 商工観光係

【電話番号】62-9342

町では、感染症対策環境整備支援事業によって飲食業・小売業等の事業者の感染症対 策費用の一部を支援してきましたが、感染症の影響が長期化するなかで、製造業などの 事業者の感染対策費用が増加し、経営に少なからず影響を与えています。

このことから、これまで補助対象とならなかった製造業等の業種についても、感染対策費用の一部を支援することとなりました。対象となる方は、申請事項をご確認のうえぜひご活用ください。

- ●対象事業者 以下のすべてに該当する事業者 (個人・法人等)
- 1. 町内に所有または貸借する事務所・工場等において、管理者として適切な感染予防 対策を講じている事業者
- 2. 飲食店、宿泊業、小売業、生活関連サービス業以外の業種を営む事業者(例:製造業、建設業、運輸業、金融業、不動産業、医療福祉業、学習支援業など)
- 3. 町が賦課する町税および料金の滞納がない事業者

※ただし、すでに町の感染症対策環境整備支援事業の支援を受けた事業者は除きます

●支援金額

1つの事務所・工場等につき、従業員数に応じて感染症対策費を交付します。

- ・小規模企業(従業員20人以下) 5万円
- ・中小企業(従業員21人~300人以下) 10万円
- ・その他大企業(従業員301人以上) 15万円
- ●申請様式 以下の窓口から入手してください。
- ・産業課 商工観光係(役場2階12番窓口)
- 富士見町商工会
- ・町ホームページ
- ●申請期限

令和4年2月28日(月曜日)まで

申請先:產業課 商工観光係

固定資産税の償却資産申告書をご提出ください

【お問合せ先】財務課 資産税係

【電話番号】62-9124

令和4年度申告書提出期限 令和4年1月31日(月曜日)まで

固定資産税は、土地および家屋の他に償却資産の所有者にも課税され、事業(農業・営業・不動産等)を行っている方は、その年の1月1日現在に所有する償却資産を申告することとなっています。(地方税法第383条第1項)

●償却資産とは

会社や工場、商店などの経営や、農業を営んでいる個人や法人が事業のために用いる以下①~④の資産のうち、土地や家屋以外で、その減価償却費(額)が法人税法または所得税法の計算上、必要な経費に算入されるもの(減価償却費として計上するもの)をいいます。ただし、無形減価償却資産(鉱業権、漁業権など)や自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両等は除かれます。

資産の種類 ① 構築物 主な償却資産の例 外構工事(門、フェンス、駐車場など)、 パイプハウス など

資産の種類 ② 機械および装置 主な償却資産の例 太陽光発電設備、加工・製造機 械、農機具類 など

資産の種類 ③ 車両および運搬具 主な償却資産の例 構内運搬車、大型特殊自動車など

資産の種類 ④ 工具および器具 主な償却資産の例 エアコン (ビルドインを除く)、 パソコン等OA機器 など

●太陽光発電設備について

事業者は発電量にかかわらず、すべてが申告対象となります。 なお個人の場合も、売電方法や発電量により事業とみなされる場合は申告が必要です。

●申告書の提出について

- ・12月中旬頃、資産の申告が必要な事業所または事業所得者に申告書を送付します。 令和4年1月1日現在の状況を償却資産申告書に記入し、ご提出をお願いします。
- ・該当する資産が無い場合や、所有する資産に変更がない場合も申告書のご提出をお願いします。
- 新規に事業を始めた方や、申告書が手元に届かない方はご連絡ください。
- ・電子申告については、地方税電子化協議会のホームページをご覧ください。

農地の利用意向調査にご協力をお願いします

【お問合せ先】農業委員会事務局

【電話番号】62-9234

富士見町農業委員会では、毎年1回、町内すべての農地について利用状況調査を行っています。その結果をもとに、不作付農地(維持管理のみの農地)、遊休農地(耕作をされていないと思われる農地)の所有者へ「農地利用意向調査書」を送付させていただきますので、調査にご協力をお願いします。

遊休農地は農業委員会の目視により判断をしています。耕作をしているにも関わらず、 誤って不作付農地、遊休農地と判断された場合には、その旨をお知らせください。

◆利用意向調査とは?

この調査は、「農地法」に基づき、遊休農地の発生防止・解消を図るため、遊休農地の所有者から、今後の利用方法の意向を確認するものです。

◆農地中間管理機構とは?

機構は農地中間管理事業に関する法律に基づく公的機関です。耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、経営規模拡大を希望する担い手等に貸し付けを行います。 ただし、機構事業規程に基づき事業を進めており、希望されたすべての農地を借り受けられるものではありません。

住民税・所得税の申告情報(第1回)

【お問合せ先】財務課 町民税係

【電話番号】62-9122

【お問合せ先】諏訪税務署

【電話番号】52-1390

年が明ければ申告時期となります。今月号より、3回にわたって申告に関する情報をお届けしますので、今から必要な書類等をご確認いただき、申告の準備をお願いします。 所得税還付申告は、令和4年1月から諏訪税務署で申告書を提出することができます。 申告期間中はどの会場も大変混雑しますので早めの申告をおすすめします。

1 マイナンバー (個人番号) 関係

確定申告書等の提出には、本人および扶養親族等のマイナンバー(個人番号)の記載、番号確認書類および本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

【本人確認 関係】

- ○マイナンバーカード(写真付きのもの)をお持ちの方 マイナンバーカードまたはその写しをご用意ください。
- ○マイナンバーカードをお持ちでない方

下の①、②からそれぞれ1点ずつ(写し可)をご用意ください。

- ①通知カードまたは住民票の写し(マイナンバーの記載があるもの)
- ②運転免許証または身体障害者手帳、パスポート、在留カードなどの本人確認書類 (顔写真付きでない本人確認書類を提出する場合は、"公的医療保険者証と年金手帳" など2種類以上が必要です。)

【配偶者・扶養親族・専従者 関係】

- ○控除対象配偶者および扶養親族、専従者のマイナンバーも必要です 写しの添付は必要ありませんが、申告書へマイナンバーの記載が必要です。マイナン バーカード、通知カード、住民票等によりマイナンバーの確認をお願いします。
- 2 収入・所得に関する証明書や書類
- ○給与・賃金や公的年金に関するもの
 - ・「給与所得の源泉徴収票」・「公的年金等の源泉徴収票」などの原本

給与等の支払者(事業所等)や、日本年金機構(旧社会保険庁)等の支払者から受け取った原本が必要です。(「年金振込通知書」や「年金額改定通知書」ではありません) 〇雑所得・事業所得に関するもの

・「シルバー人材センターの配分金支払証明書」・「個人年金支払証明書」・「収支内訳書」など

事業を営まれている方(営業・農業・不動産)は、総収入金額および必要経費の内 訳を記載した収支内訳書を申告書と一緒に提出してください。

- ○生命保険や学資保険等の満期や解約返戻に関するもの
 - 「生命保険契約等に基づく一時金の支払証明書」
 - ・「損害保険契約等に基づく満期返戻金の支払証明書」など

生命保険や損害保険の満期や解約等により保険金を受け取った場合は、所得税や住民税の課税対象となる場合があります。なお、契約金の受取人・保険料負担者・被保険者との関係により、税の種類が異なります。

- 3 所得から控除されるものに関する証明書や書類
- ○社会保険料控除に関するもの
 - ・「国民年金保険料及び国民年金基金の掛け金の支払証明書」
- ・「国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済額のお知らせ」 各保険の加入者(国保の場合は世帯主)へ、2月上旬までに役場から「納付済額のお 知らせ」を送付します。
- ○生命保険料(一般・介護医療・個人年金)や地震保険料控除に関するもの
 - ・「年間支払額等の証明書」

保険会社から契約者宛に送付されます。地震保険は、一つの損害保険に「地震等損害契約」と「長期損害契約」の両方がある場合、本人の選択によりいずれか一方のみが適用となります。

○医療費控除に関するもの

医療費控除は年末調整で適用を受けられないため、控除を受ける方は確定申告をする必要があります。

平成 29 年~令和 8 年分の申告について、医療費控除の特例としてセルフメディケーション税制の適用ができます。従来の医療費控除制度との併用はできませんので、どちらを適用するか選択してください。

医療費控除

・医師/歯科医師による診察や治療の費用、また、医療や治療のための医薬品の購入が 10万円または所得の5%を超えるとき

高額療養費や入院費給付金等の保険金などにより補てんされた金額がある場合は、支払

った医療費から差し引きます。福祉医療費給付金制度などによって助成があった場合は、 その金額を差し引いた金額が対象となります。

セルフメディケーション税制

- ・申告者が健康の維持増進および疾病の予防への一定の取り組みを行っており、特定の一般医薬品(スイッチ OTC 医薬品)等購入費が1万2千円を超えるとき (一定の取り組みとは)
- 健康保険組合/市町村国保等が実施する健康診査(人間ドック、各種検診等)
- ・予防接種(定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種)
- ・勤務先で実施する定期健康診断(事業主検診)
- ・特定健康診査(メタボ検診)または特定保健指導
- ・市町村が実施するがん検診
- いずれか一つに該当

【医療費控除により控除を受ける場合】

- ・医療保険者が発行する「医療費通知」
- ・令和3年中に支払った医療費や薬代のレシートまたは領収書、介護サービスの費用の 領収書から作成した「医療費控除の明細書」(介護保険制度のもとで受けられるサービ スには、医療費控除の対象とならないものもあります。詳しくは、利用した施設や住民 福祉課介護高齢者係【電話番号62-9133】へお問い合わせください。)

【セルフメディケーション税制による控除を受ける場合】

- ・一定の取り組みを受けた結果、発行される「領収書」または「結果通知表」 (氏名、一定の取り組みを行った年、保険者・事業者もしくは市町村の名称、医療機関 の名称もしくは医師の氏名が記載されたもの)
- ・令和3年中に支払った、特定一般医薬品(スイッチOTC医薬品)等のレシートまたは領収書から作成した「セルフメディケーション税制の明細書」

(レシートまたは領収書に商品名、金額、セルフメディケーション税制対象商品である こと、販売店名、購入日が記載されたもの)

- ※具体的な品目一覧は、厚生労働省のホームページに掲載されている「対象品目一覧」 をご確認ください。
- ◆いずれの書類も、令和3年分の申告より確定申告書への添付または提示が不要となりますが、確定申告期限から5年間ご自宅等で保管してください。
- ○配偶者控除、扶養控除、障害者控除に関するもの 配偶者、子ども、両親等を養っている方で、以下の条件を満たす場合には、控除が受

けられます。控除を受ける場合は、扶養している方の所得額等の確認を必ずお願いしま す。また、申告の際には扶養している方のマイナンバー(個人番号)の記載が必要です ので、ご用意ください。

- □令和3年12月31日現在で生計を一にしている
- □扶養している方の年間の合計所得が48万円以下
- □他の方の扶養や控除対象配偶者になっていない (重複して控除は受けられません)
- □扶養している方が青色・白色事業専従者となっていない
- ・「障害者控除対象者認定書」で障害者控除を受ける方は、住民福祉課 介護高齢者係で 発行される認定書を毎年必ず財務課 町民税係まで提出してください。

農業所得に係る農業収支内訳書および償却資産(固定資産税)申告書作成指導会を開催 します

【お問合せ先】財務課 町民税係

【電話番号】62-9122

【お問合せ先】財務課 資産税係

【電話番号】62-9124

【対象者】

- ○農業収支内訳書作成にご不明な点があり、お困りの方
- ○事業(農業・営業・不動産)を営んでいる方で、減価償却資産をお持ちの方
- ※青色申告者の方は対象外です。また、ご自身で農業収支内訳書および償却資産申告書 の作成ができる方の参加はご遠慮ください。

【期日】

令和4年1月20日(木曜日)富士見地区・乙事・立沢

令和4年1月21日(金曜日) 落合地区・境地区

※人数調整のため期日を地区別としていますが、ご都合の良い日に参加いただけます。 【受付時間】

午前の部 午前9時~11時 までに受付を済ませてください。(事前予約は受け付けておりません)

午後の部 午後1時 \sim 3時 までに受付を済ませてください。(事前予約は受け付けておりません)

【受付場所】

役場1階 ロビー(正面玄関横)

【持ち物】

- (1) 収支内訳書、月別農業収支一覧表(自分で作成したもの)
- (2) 収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)

- (3) 農機具等使用機械の詳細(名称、数量、取得年月日、購入価格等を記載したもの)
- (4) 出荷伝票、籾受通知書、農業用の預貯金通帳、中山間・補助金等の収入がわかるもの、領収書
- (5) 償却資産申告書(12月に送付されるもの)
- (6) その他必要と思われるもの

【その他】

・収入金額や必要経費を記載した「月割農業収支一覧表」を必ず作成し、ご持参ください。

※お持ちいただいた帳簿等の作成が不十分の場合、相談をお受けできません。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、収支内訳書は自分でできる範囲で 作成してください。相談時間の短縮にご協力をお願いします。
- ※会場にお越しの際は、マスクの着用にご協力をお願いします。
- ・大変混み合いますので、時間に余裕をもってお越しください。
- ・預貯金通帳は必ず前日までの記帳を済ませたものをご持参ください。
- ・事業(農業・営業・不動産)の収支内訳書または決算書の中で減価償却資産として計上した資産は、固定資産税における償却資産として毎年 1 月末日までに申告が必要です。

スマホ・パソコンで申告ができる e-Tax (電子申告) 説明会を開催します

【お問合せ先】諏訪税務署 個人課税部門

【電話番号】57-5211

e-Tax (電子申告)なら、ご自宅のパソコンやスマートフォンからいつでも申告ができるうえ、寄付金控除証明書および保険料控除証明書などの添付書類の提出を省略できるため、とても便利です。

またこの e-Tax 説明会の会場では、マイナンバーカードがなくても e-Tax 申告ができる ID・パスワードを発行します。この機会にぜひ e-Tax (電子申告) をご利用ください。

【日時】12 月20 日(月曜日) 午前10 時~午後3時

【会場】富士見町役場 3 階会議室

【持ち物】申請者ご本人の運転免許証などの本人確認書類

※代理申請はできません。必ず申請者ご本人がお越しください。

国保だより 社会保険の扶養家族に該当しませんか?

【お問合せ先】住民福祉課 国保年金係

【電話番号】62-9111

社会保険などの健康保険に加入されている方の扶養家族は、その健康保険に加入することができます。

町の国民健康保険には扶養という制度がなく、0歳から74歳まで一律に保険料がかかりますが、社会保険の保険料は被扶養者が増えても金額が変わりません(※)。

社会保険の扶養家族として加入できるかは、生活の実態や実状により各保険者が総合 的に判断しますので、加入を希望する健康保険の担当者にご相談ください。

※40歳から64歳の方は、介護保険料を徴収されることがあります。

75歳以上の方は、「後期高齢者医療制度」の被保険者となるため、社会保険の扶養には入れません。

●扶養者の認定

扶養者と認められるためには、基準を満たす必要があります

- ○被扶養者の範囲(被保険者との関係により、同居の要否が異なります)
- (1) 被保険者と同居していなくてもよい者
- …配偶者(内縁も含む)、子、孫、弟妹、父母、祖父母などの直系尊属
 - (2) 被保険者と同居していることが必要な者
- … (1) 以外の3親等内の親族、内縁関係の配偶者の父母および子
- ○収入要件(保険者によって異なる場合があります)

年間の収入が 130 万円未満 (60 歳以上または障害者の場合は、年間収入が 180 万円 未満 かつ

同居の場合:収入が扶養者(被保険者)の年間収入の半分未満

別居の場合:収入が扶養者(被保険者)からの仕送り額未満

※被扶養者の収入には、雇用保険の失業給付、公的年金、健康保険の傷病手当や出産手 当金も含まれます

●社会保険に被扶養者として加入した場合は、国民健康保険の資格を喪失する手続きが 必要です

【窓口】住民福祉課 国保年金係(役場1階2番窓口)

【持ち物】新しい社会保険などの健康保険証(加入した全員のもの)、今まで使っていた国民健康保険証、マイナンバーカードまたは、マイナンバーが確認できる書類と本人確認書類(運転免許証等)

年金だより 年金生活者支援給付金制度のお知らせ

【お問合せ先】住民福祉課 国保年金係

【電話番号】62-9111

【お問合せ先】岡谷年金事務所

【電話番号】23-3661

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。不審な電話や案内にはご注意ください

【対象者】

- ①老齢基礎年金を受給している方で、以下の要件をすべて満たしている方
- ·65 歳以上
- ・世帯員全員の住民税が非課税
- ・前年の年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下
- ②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方で、前年の所得額が約 472 万円以下の方

【請求手続き】

① 新たに年金生活者支援給付金を受け取る方

今回初めて対象となる方には、日本年金機構より9月上旬から、請求手続きのご案内が届きますので、同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。令和4年1月4日までに請求手続が完了すると、令和3年10月分からさかのぼって受け取ることができます。 請求手続きはお早めに!

② 年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きとあわせて、年金事務所または住民福祉課 国保年金係(役場1階2番窓口)で手続きをしてください。

※すでに年金生活者支援給付金を受け取っている方には請求書は届きませんのでご注意ください。

12月3日(金)から9日(木)は「障害者週間」です

【お問合せ先】住民福祉課 社会福祉係

【電話番号】62-9144

障がいの種類や程度はひとりひとり違います。そして、障がいは事故や病気により誰にでも生じるものです。

また、外見ではわからない不自由さを抱えている人もいます。この機会に障がい者福祉への理解と関心を深め、共にあらゆる分野への社会参加を積極的に推進しましょう。

ご存じですか? 「障害者差別解消法」

障害者差別解消法では、国や市町村などの行政機関、会社、お店などの民間事業者に 障がいを理由とする「不当な差別的扱い」をしないことや「合理的な配慮の提供」をす ることが求められています。

★「不当な差別的扱い」とは

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由としてサービスの提供を拒否することや、障がいのない人にはつけない条件をつけること。

- (例) 車いすを利用していることを理由に入店や施設の利用を断る。
- (例) 障がいがあり、書類の読み上げや筆談を希望したが、受付の後回しや拒否をして 対応してもらえない。

★「合理的配慮の提供」とは

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、負担が重すぎない範囲で対応すること。

- (例) 段差がある場合に補助をする。
- (例) 書類の内容の読み上げや筆談、絵カードなどを活用してコミュニケーションの方法を工夫する。

わかりあい、共に支え合う社会をめざして

富士見町では、今年8月に「Shere Your Light あなたは、きっと、誰かの光だ」をコンセプトに、東京 2020 パラリンピック聖火フェスティバル「採火式・縄文の生命の火ビジット」を井戸尻史跡公園で行い、様々な団体や人が参加し、人と人、人と社会のつながり、支え合いを考える機会として開催することができました。

障がいがあることで差別をうけたらご相談ください

障がいを理由として、嫌なことなどが起きたときはご相談ください。

【相談窓口】住民福祉課 社会福祉係

【電話番号】62-9144

~富士見町成年後見支援センターの活動報告~

富士見町成年後見支援センターは、認知症や障がいなどにより判断能力が不十分になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、ご本人やそのご家族が成年後見制度を円滑に利用できるように支援を行っています。

当センターが開設した4月から10月までの活動についてご紹介します。

相談支援(相談費用は無料)

成年後見制度や権利擁護に関して町内に相談窓口を設置し、本人やご家族からの様々なご相談に対応しています。訪問や心配ごと相談での出張相談も行っています。

10月31日現在で延べ73件の相談がありました。

法人後見の受任体制の構築

適切な後見人が得られない方などについて、社協が法人として後見人を受任する体制 を構築しています。

成年後見制度の普及・啓発

地区サロンなどで出前講座の実施(4回)、専門職向けのセミナーの開催(1回)、広報紙への掲載などにより、成年後見制度の広報・啓発を行っています。

運営委員会の設置

当センターの運営の適正化、困難事例への助言、成年後見人等の受任調整などを目的とし、弁護士などの専門家で構成される運営委員会を設置しました。

◆出前講座のご案内◆

成年後見制度を知っていただくため、当センターの職員が成年後見制度に関する出前 講座に出張します。

聞いたことはあるけど、よく知らない…。

そんな成年後見制度について学んでみませんか。「終活」の話を交えながら、制度を分かりやすく説明します。

ささいな疑問でも、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】富士見町成年後見支援センター(富士見町社会福祉協議会 地域福祉 係内)

〒399-0214 富士見町落合 6203 番地 旧落合小学校

【電話番号】0266-78-8986 【FAX 番号】0266-78-8923 (担当: 五味・渡辺)

●開設時間

月曜日から金曜日 午前9時~午後5時 (祝日・年末年始を除く)

認知症でお困りの方はご相談ください 富士見町「認知症相談窓口」

【お問合せ先】富士見町地域包括支援センター

【電話番号】62-8200

認知症に関する問題でお悩みの方は、お気軽にご相談ください。医療・福祉の専門職員が対応します。

こんなお悩みありませんか?

- ★「自分(または家族)は、認知症ではないだろうか?」と不安だ
- ★家族に物忘れがあるが、受診やービスを拒否しており、対応に困っている

- ★ご家族が認知症の診断を受けたが、どう関わればよいのか困っている
- ★妄想が強い、家族に対して攻撃的など、介護に悩んでいる
- ★認知症により、知人・近隣に迷惑をかけてしまい困っている
- ★高齢者施設や介護保険事業所等で認知症の方との関わりに悩んでいる

【開設日時】 平日 午前8時30分~午後5時 ※土日・時間外はご相談ください。

【場所】 富士見町地域包括支援センター(富士見高原病院内 旧人間ドック受付)

【対象】 富士見町内に在住の方

【対応者】 医療・福祉の専門職員

※内容により医師、保健師、臨床心理士、社会福祉士、介護福祉士で構成される「認知症初期集中支援チーム」で対応します。

【相談方法】 電話にて相談希望日時をお伝えください

富士見町介護相談員からのお知らせ

【お問合せ先】住民福祉課 介護高齢者係(介護相談員派遣事業事務局) 【電話番号】62-9133

新型コロナウイルス感染症対策のため休止していた、介護相談員派遣事業を 11 月より 再開しました。介護相談員が介護施設に訪問します。どうぞよろしくお願いします。 4 名の介護相談員がお悩みをうかがいます

藤森 明

樋口 てる子

平出 久美子

齊藤 政雄

お気軽にご相談ください

町では、介護サービス施設の利用者やご家族の疑問や不安などをうかがい、介護サービス向上を図るために介護相談員派遣事業を実施しています。(一部介護施設を除く)介護サービスを利用されている利用者様とご家族様は、介護サービスを受ける中で心配なこと等がありましたら、お気軽にご相談ください。

富士見町民憲章

わたくしたちは、秀麗富士を望み、雄大な八ヶ岳と眺望豊かな入笠山にいだかれた高原の町、富士見町民です。この限りなく美しく、厳しい自然の中に住むわたくしたちは、 先人の心を受けつぎ、自然を愛し、豊かな調和のとれた田園の町の発展をめざして、この町民憲章をかかげます。

- 一 かけがえのない自然を守り、育てていく町民となろう。
- 一 心身を鍛え、明るく健康な町民となろう。
- 一 教養を高め、香り高い文化を創造する町民となろう。
- 一 仕事に誇りを持ち、産業の発展につくす町民となろう。
- 一 思いやりの輪をひろげ、住みよい郷土をつくる町民となろう。

町営住宅入居者募集

【お問合せ先】総務課 管財係 【電話番号】62-9325

●住宅の概要(募集戸数:2 戸)

D…ダイニング K…台所 Y…浴室(浴室給湯・浴槽付)

住宅名 一ツ藪町営住宅 7号

構造等 木造平屋建 昭和60年度建築

規格 3DKY

家賃 一律 30,000 円

所在地等 富士見町富士見 3237-4 富士見高校より西へ約 500m

住宅名 森山公営住宅 1号

構造等 木造平屋建 昭和57年度建築

規格 3DKY

家賃 13,300 円~26,100 円

所在地等 富士見町境 7800-1 信濃境駅より北へ約 50m

【募集期間】12月1日(水曜日)~12月14日(火曜日)

【申込方法】総務課 管財係に備え付けまたは町ホームページ内の申し込み用紙に記入し、必要書類を添えて提出してください。

【選考方法】公開抽選

【抽選日時】12月15日(水曜日) 午前10時~

【会場】役場3階図書室

【入居日】原則として入居決定後 10 日以内

【入居資格】次の①~⑥の資格をすべて満たす方

- ①地方税を滞納していない方
- ②現に同居し、または同居しようとする親族がある方
- ③公営住宅法による月収が規定の額以下の方
- ●一般世帯: 158,000 円以下 ●高齢者身体障がい者世帯等: 214,000 円以下

- ④現に住宅に困窮していることが明らかな方(他の公営住宅入居者や持ち家がある方は 不可)
- ⑤町内に住所または勤務先を有する方
- ⑥入居者および同居者が暴力団員ではない方

-消費者見守り情報 No. 128-

不用品買い取りのはずが貴重品を買い取られた!

【お問合せ先】茅野市消費生活センター

【電話番号】75-8188

【お問合せ先】長野県中信消費生活センター

【電話番号】0263-40-3660

【お問合せ先】住民福祉課 住民係

【電話番号】62-9112

こんな相談

「どんなものでもいいから女性用衣類を売ってほしい」と電話があり、来訪を承諾した。後日来訪があり、着物類を見せたが「アクセサリーや金貨はないか」と急かされ、慌てて叔母の形見や指輪などの貴金属を出した。すると合計 1,200 円の明細書とお金を渡され、物品を持ち帰られた。貴金属を出してしまったことを後悔している。取り戻したい。

消費者へのアドバイス

事業者が事前に買い取りを承諾していない物品を突然売るように要求したり、消費者の 自宅を突然訪問して勧誘したりすることは禁止されています。売るつもりのない貴金属 等の売却を迫られても、物品を見せず、きっぱり断りましょう。売買の際は必ず契約書 を受け取り、すぐに物品の種類・買い取り価格・業者の名称、連絡先などを確認しましょう。

クーリング・オフできる場合があります。困ったときは、すぐにお住まいの消費生活 センター等にご相談ください。(消費者ホットライン【電話番号】188)

第192号 富士見町 教育委員会だより

~ 「教育のまち・子育てのまち・学び続けるまち富士見」を目指して~

令和3年12月1日発行富士見町教育委員会編集

【電話番号】62-9235

12 月定例教育委員会

12月8日 (水曜日) 午前9時40分から

役場2階教育長応接室

令和4年度 児童クラブ入所者を募集します

【お問合せ先】富士見町教育委員会 子ども課 子ども支援係 (役場 2 階 11 番窓口) 【電話番号】62-9237

富士見・本郷・境小学校児童クラブの入所者を募集します。今年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため入所説明会は行いません。新規入所を希望される方は、上記までお越しいただくか、ご連絡ください。クラブ利用に当たっての留意事項を確認のうえ、申請してください。

ご不明な点につきましては、お問い合わせください。

【対象児童】

1年生から6年生までの児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童 【開設日】

- ① 登校日(土曜日・日曜日・祝日を除く)
- ② 長期休業日
- ・夏休み(土曜日・日曜日および8月13日~8月16日を除く)
- ・年末年始休み(十曜日・日曜日および12月29日~1月3日を除く)
- ・春休み(土曜日・日曜日および3月31日を除く)
- ③ 計画休業日

【開設時間】

登校日 下校時~午後6時45分まで

休業日 午前8時~午後6時45分まで(夏休み、年末年始休み、春休み、計画休業日)

【書類提出期限】

令和4年1月31日(月曜日)まで

【提出先】

- ①富士見町役場 子ども課 子ども支援係
- ②各児童クラブ(継続の方のみ) ※学校や保育園への提出はできません。

【その他】

来年度の新1年生のいるご家庭には、各学校で行われる就学前検診の際に書類の配布と 説明会を行いますのでご参加ください。

また、現在入所中の児童がいるご家庭へは書類を郵送します。

令和4年度 地区公民館を活用した子どもの居場所づくり事業

【お問合せ先】富士見町教育委員会 子ども課 子ども支援係 (役場 2 階 11 番窓口) 【電話番号】62-9237 今年度より、小学生が地域で気軽に集える場所として、地区公民館を活用した子どもの居場所づくり事業が始まっています。友だち同士で一緒に宿題をしたり、遊んだりと、思い思いに過ごすことができる場所として、各地区の協力により無償開放していますので、ぜひご利用ください。利用にあたり、万が一のけが等に備え、町負担でスポーツ保険に加入しますので、お申込みください。スポーツ保険は年度ごとに加入が必要なため、令和3年度に登録した方も再度、令和4年度の申請が必要です。

- ◆対象地区:御射山神戸区、富士見区、富里区、乙事区、立沢区 ※区民以外でも登録できます。
- ◆提出期限:令和4年1月31日(月曜日)まで(令和4年4月から加入する場合)
- ◆提出方法: 町ホームページや利用案内にて事業内容をご確認のうえ、書類での提出を 希望される方は上記までお越しいただくか、ご連絡ください。

図書寄贈ありがとうございます

長野市に本社、岡谷市に支社がある松澤工業株式会社が諏訪6市町村の全小学校へ図書を寄贈してくださいました。(全485冊)

図書寄贈は昨年、一昨年に続き、今年が3回目です。図書は各校の希望で選定されました。

それぞれの小学校で大切に活用させていただきます。毎年の寄贈に感謝です。

マラソン大会 (本郷小学校)

10月20日(水曜日)に本郷小学校のマラソン大会が開かれました。

本郷小では、隔年で駅伝とマラソン大会が行われており、学校の周り1周1km ほどの高低差のあるコースを、 $1 \cdot 2$ 年生は1周、 $3 \cdot 4$ 年生は2周、 $5 \cdot 6$ 年生は3周を走ります。

児童たちは大会に向けて、走り込んで体力をつけてきました。途中、苦しい表情を見せながらも精いっぱい走り切り、ベストを尽くしました。

NZ ワイメアカレッジとのオンライン交流

富士見中学校2年1部の生徒が、10月21日(木曜日)に町の友好都市ニュージーランド・リッチモンドのワイメアカレッジの生徒とオンライン交流を行いました。

ワイメアカレッジからは日本語を学んでいる生徒たちが参加し、富士見中生からは英語で自己紹介や質問をし、ワイメアの生徒に英語で答えてもらい、ワイメアからは日本語で自己紹介・質問をして、富士見中生が日本語で答えるという形で行いました。

「朝食に何を食べたか?」と質問をしたり、画面でスライドを見せながら、給食や掃除の時間、文化祭など学校生活を紹介したりしました。パソコンを持ち歩いて、学校内

や学校周辺の景色を見せながら、お互いに紹介する様子もありました。

コロナ禍で今年も NZ 訪問はできませんが、オンライン交流を通して、コミュニケーションをとったり、日本との違いを感じることができました。

富士見小学校音楽会

10月28日(木曜日)に富士見小学校の音楽会が開催されました。今年も感染対策のため、参観する保護者の人数制限をし、2学年ごとの分散開催による入れ替え制で行いました。発表のライブ配信も行い、会場に来れない方も視聴できました。発表していないクラスの児童たちも教室で映像を見ました。

各クラスとも合唱、合奏で、これまでの練習の成果を堂々と発表しました。 「目標の『音と心をそろえて届ける』が本番でできて、よかったです。」(児童感想)

くらしの情報

※新型コロナウイルス感染症の影響により、掲載のイベント等が延期・中止となる場合があります

お知らせ

令和4年 成人式

【お問合せ先】生涯学習課 生涯学習係 【電話番号】62-7900

●日時

令和4年1月9日(日曜日)

• 受付: 午後1時30分~

·写真撮影:午後2時~

• 式典:午後2時20分~

●会場

町民センター 体育室

●対象

平成13年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方

○対象者には 11 月上旬に通知を発送しています。通知が届かない方で出席希望の方は 係までご連絡ください。

長年町の文化発展に寄与された故 細川 昭氏の絵画を、町に寄贈していただきました。 コミュニティ・プラザ館内で展示していますので、お立寄りの際はぜひご覧ください。 「スケート」作: 細川 昭

町民買い物アンケートへご協力をお願いします

【お問合せ先】産業課 商工観光係

【電話番号】62-9342

町の商業の現状や課題を把握してこれからの商業振興を図るため、商工会と連携して「商業環境調査」を諏訪信用金庫に委託し実施しています。

この調査の中で、町商店街での買い物状況等をうかがう「富士見町民アンケート調査」 を各家庭に配布しますので、ご回答をお願いします。

- ●回答期限 12月31日(金曜日)まで
- ●回答方法 インターネットまたは返信用封筒にてお送りください。

イベント

クリスマスロビーコンサート

【お問合せ先】富士見町図書館

【電話番号】62-7930

富士見中学校合唱部による特別コンサートです。美しい合唱をお楽しみください。

- ●日時 12月12日(日曜日) 午前11時~
- ●会場 コミュニティ・プラザ1階 ロビー
- ●合唱 富士見中学校 合唱部

クリスマスおはなし会

【お問合せ先】富士見町図書館

【電話番号】62-7930

クリスマスにちなんだおはなし会です。サンタさんからのプレゼントもあります。

- ●日時 12月18日(土曜日) 午前11時~
- ●会場 コミュニティ・プラザ2階 大会議室
- ●協力 ふじみ子どもの本の会 富士見町社会福祉協議会
- ○人数制限はありませんが、大勢の場合は調整させていただく場合があります。

相談

司法書士による無料電話相談会「空き家問題110番」

【お問合せ先】長野県青年司法書士協議会

【電話番号】026-214-3776

空き家に関する相続・遺言・登記などのお悩みを、司法書士がうかがいます。

- ●日時 12月11日(土曜日) 午前10時~午後4時
- ●電話番号 0120-448-788 ※当日のみの専用番号です
- ○相談無料、申込不要です。秘密は堅く守られます。

学生寮 長善館 令和4年度入館生募集

【お問合せ先】公益財団法人 諏訪郷友会

【電話番号】27-0625

諏訪郷友会では、諏訪地方出身者の交流と、郷里出身学徒の育成のため、学生寮「長 善館」の令和4年度入館生を募集しています。

【応募資格】長野県出身で4・6年生大学へ進学予定の男子学生

【募集人数】約10名

【入館費用】入館金 40,000 円、館費月額 55,000 円

【選考方法】提出書類審査と面接選考

【面接会場】諏訪市、松本市、長野市等で開催

【アクセス】京王線仙川駅から徒歩7分 周辺施設が充実しながらも緑豊かな文教地区にあります

※入館についてなど、 詳細は「長善館」ホームページでご覧ください。

除雪 道路除雪作業にご理解・ご協力をお願いします

【お問合せ先】建設課 建設係

【電話番号】62-9212

町では、主要な幹線道路の除雪作業を建設業者に委託し実施していますが、町だけでは十分な対応ができません。区・集落内の道路や通学路など、交通の安全を確保するために皆さまのご協力をお願いします。

除雪等の出動の目安

建設業者による除雪は、積雪量が 10 cmを超えた時、または 10 cmを超えると予想される場合(積雪状況により $6 \sim 7 \text{ cm}$ 位から出動)に実施します。

地域の皆さま・事業者様へお願い

・町で除雪する路線以外の生活道路(道路・歩道・横断歩道橋・通学路等)の除雪は、 各区・集落、地域、PTAの皆さまのご協力をお願いします。

- ・各区・集落、地域にて雪捨て場の確保をお願いします。
- ・除雪により玄関先に寄せられた雪は、付近の皆さまで適宜寄せてください。

説明会 地域発元気づくり支援金 説明会と成果発表会を開催します

【お問合せ先】諏訪地域振興局 企画振興課

【電話番号】57-2901

★地域発元気づくり支援金とは…

公共的団体等が住民とともに主体的に取り組む、地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業に活用できる補助金です。

令和4年度「地域発 元気づくり支援金」説明会

【日時】12月20日(月曜日) 午後2時30分~4時30分

【会場】諏訪合同庁舎 5階 講堂

【申込】12月13日までにお申込みください 詳細は企画振興課までお問合せください 【その他】体調が優れない方は参加をお控えください

またマスク着用・検温・消毒等のご協力をお願いします

※同日午後1時30分から、令和2年度事業の優良事業の表彰および成果発表会を開催 予定です。

ぜひあわせてご参加ください。

新型コロナウイルス感染症の状況により日程変更または中止となる場合があります

募集 富士見の日フォトコンテスト作品募集

【お問合せ先】富士見町観光協会

【電話番号】62-5757

【お問合せ先】産業課 商工観光係

【電話番号】62-9342

富士見町の美しい自然風景や伝統文化、日常風景など、さまざまな瞬間を撮影した作品を募集します。

入賞作品は富士見町観光ポスターほか観光 PR に使用させていただきます。詳しくは チラシまたは町ホームページをご覧ください。

【テーマ】 私のとっておきの富士見町

【応募期間】1月16日(日曜日)まで

健康 みんなで健康223プロジェクト健康イベントのお知らせ

【お問合せ先】住民福祉課 保健予防係

【電話番号】62-9134

【日時】 12月17日 (金曜日) 午前の部:午前10時30分~ 午後の部:午後2時~

【会場】 第2体育館 サブアリーナ

【定員】 15 名(申込順)

【内容】 ラクティブ (マシンを使わない筋トレ)

専属トレーナーからのアドバイス付き

※参加は無料です!

身体を動かして、心も元気に健康になりましょう!

健康ポイントを商品券に交換しよう!

健康アプリ『KENPOS』内で貯まったポイントは、富士見町オリジナル商品券と交換(500 ポイント→500円)できます。詳しくは保健センターまでおたずねください。

ふじみまち通信

町内の活動や情報、イベントなどをご紹介します。

富士見町無料職業紹介所だより

【お問合せ先】産業課 商工観光係

【電話番号】62-9342

新規募集企業一覧(10月1日~10月31日受付分)

登録 No. 69

業務の内容 プリント基板の製造

賃金 月給18万円~

勤務時間 午前8時15分~午後5時15分

事業所名 ベテル工業(株)

登録 No. 50

業務の内容 育苗全般、事務仕事

賃金 月給 20 万~25 万円

勤務時間 午前8時~午後5時30分

事業所名 農事組合法人チバナーセリー八ヶ岳農場

登録 No. 50

業務の内容 育苗のための園芸作業

賃金 時給 1,000 円

勤務時間 午前8時~午後5時の間の8時間

事業所名 農事組合法人チバナーセリー八ヶ岳農場

登録 No. 50

業務の内容 育苗のための軽作業

賃金 時給 900 円

勤務時間 午前8時~午後5時の間の4~8時間

事業所名 農事組合法人チバナーセリー八ヶ岳農場

登録 No. 70

業務の内容 調理補助、食器洗浄、清掃等

賃金 時給 1,000 円~

勤務時間 ①午前6時~9時 ②午後4時~8時

事業所名 板橋区立八ヶ岳荘

登録 No. 13

業務の内容 老健あららぎ施設内の清掃

賃金 時給 880 円

勤務時間 ①午前8時~午後4時 ②午前8時~午後0時30分等

事業所名 企業組合労協ながの

※「紹介状」を発行しますので、まずは紹介所へご連絡ください。

上記以外にも多くの求人募集が出ています。詳細等は、特設ホームページまたは産業 課 商工観光係(2階⑫番窓口)でご確認ください。

※すでに求人が終了している場合があります。ご了承ください。

考古館長とたずねる 縄文の足あと

【お問合せ先】井戸尻考古館

【電話番号】64-2044

再生のムラ

昭和61年に発掘された烏帽子区の居平遺跡。そこはちょうど縄文時代中期のムラの中心部にあたり、中央の広場を取り囲むように90基余りの墓穴と17棟の建物、その外側に11軒の住居が発見されました。住居が墓域を取り巻いて輪になる「環状集落」です。

長い日本の歴史の中で、生者が墓を守るように暮らしているのは、この時代だけでした。

居平ムラの入口は、冬至の翌朝の日の出の方角を向いて開いていたことが確認されています。

太陽の力が最も弱まる冬至。翌朝に復活した最初の光がムラの真ん中に差し込むと、その光に照らされた先祖たちの魂もまた甦る、そう考えられていたに違いありません。

「食育推進チーム」だより

【お問合せ先】住民福祉課 保健予防係 【電話番号】62-9134

"毎日食べよう! 350g の野菜" 野菜を食べよう! チキンのトマト煮 〈材料〉(2人分)

- ・鶏もも角切り…70g
- ・オリーブオイル…小さじ 1/2
- ・玉ねぎ、じゃがいも…70g
- ・にんじん…20g ・えのき茸…15g
- ・マカロニ…10g ・角切りトマト…60g
- ・ケチャップ…15g
- ・ローリエ…数枚 ・生クリーム…10g
- ・塩、こしょう、にんにく、コンソメ、砂糖…少々

〈作り方〉

- 1. 玉ねぎを半分のくし切り、じゃがいもとにんじんは乱切り、えのき茸は半分に切る。
- 2. 鶏肉に、塩・こしょう・にんにくで下味をつけこんがりと焼き、マカロニは下茹でしておく。
- 3. 野菜を炒めて、調味料を加えて煮込む。
- 4. 野菜に火が通ったら、鶏肉とマカロニを加え、仕上げに生クリームを入れる。

野菜が100g近く摂れる一品です。また野菜だけではなく、お肉入っているため、メイ

ンのように食べられます。 (富士見中学校メニューより)

こんにちは おたっしゃ広場です

【お問合せ先】おたっしゃ広場 【電話番号】55-6955

いつでも 誰でも 好きなだけ おたっしゃ広場へ

皆さんこんにちは。最近は、新型コロナの感染者数が減少してきて、すこしホッとしましたね。

感染者数の減少を受けて、11月8日(月曜日)より、おたっしゃ広場の運動教室の参加者数や、参加回数制限を解除して運営することになりました。また、コーヒーやお茶を飲んで、ゆっくり長く過ごすこともできるようになりました。

再開の声を多くいただいていた『歌声クラブ』も再開します。日程は検討中ですが、 広い運動教室で行いますので、画面がより大きくなり楽しい活動となりそうです。ご期 待ください!

感染症対策は継続中です。広場の出入口では手指消毒と検温、広場内でお話する際は、 マスク着用をお願いします。

何かわからないことがあれば、いつでもご相談ください。スタッフ一同、多くの方に お会いできることを心待ちにしています。

「年の暮れ みんなでつくろう 安心の街」〜年末特別警戒運動 12月15日(水曜日) から31日(金曜日)〜

【お問合せ先】富士見消防署

【電話番号】61-0119

【お問合せ先】富士見町交番

【電話番号】62-2034

年末を迎え、強盗等の凶悪犯罪やオレオレ詐欺・預貯金詐欺などの特殊詐欺、年末年 始の留守宅を狙った空き巣などの侵入犯罪が増える時期です。

上記の期間で年末特別警戒運動を実施します。『地域の絆でこの町はだまされない』 を合言葉に、想いを一つに、安心して年末年始を迎えられるようにしましょう。

特殊詐欺撲滅宣言! ~地域の絆で騙されない~

① 犯人からの電話を受けない

犯人と話をしないため、自宅の電話を常に留守番設定にしてください。 ナンバーディスプレイや迷惑防止機能付き電話も有効です。

② キャッシュカードを渡さない

電話で警察官や役所の職員などを名乗る人物から、キャッシュカードを預かるまたは交換するといわれたら、それは詐欺です。絶対に渡さないでください。

③ 電子マネーは詐欺を疑う

サイトの未納料金やパソコンのウイルス感染修理を名目に、電子マネーで料金を支払わせようとするものは詐欺を疑ってください。

補助金をご活用ください

詐欺被害防止のため、自動通話録音装置の機器購入費等を補助しています。

【お問合せ先】住民福祉課 住民係

【電話番号】62-9112

特殊詐欺を撲滅するためには、被害に遭いそうな人がいたら地域全体で声をかけ合って注意を呼びかける、あるいは不審な電話を受けた際には警察にすぐ通報することが重要です。

地域の安全は地域ぐるみで! 町はみんなで守りましょう!

編笠山国有林内の 伐採のお知らせ

【お問合せ先】南信森林管理署 業務グループ

【電話番号】0265-72-7777

南信森林管理署では、今年度から編笠山国有林内の分収育林箇所において、31.56ha (4伐区)の立木の伐採作業を行います。令和5年度末までに伐採・搬出を完了した後は、森林の若返りのため、カラマツの苗木を順次植栽する計画となっています。皆さまのご理解をお願いいたします。

この場所は、平成 24 年に伐採し平成 26 年にカラマツを植栽した箇所の隣接地であり、平成 26 年に植栽したカラマツも、現在は背丈以上に成長し、森林の若返りも順調に図られています。

News Fujimi

まちの「話題」や「イベント」をご紹介します

■10月12日(火曜日)~ 長野県警と日本郵便株式会社「地域安全活動に関する協定」 を締結 長野県警と日本郵便株式会社は「地域安全活動に関する協定」を結びました。 地域のことを良く知る郵便局に見守りや「安心の家」としての協力を得ることで、より強固な地域の見守り・犯罪被害防止活動が期待されます。

■10月23日(土曜日) 高原の縄文王国収穫祭

新型コロナウイルス感染症対策のため、飲食や展示のブースはありませんでしたが、 石器を使った穀物の収穫体験に特化したお祭りが開かれました。

石を使った珍しい体験に、参加者からは驚きと感心の声があがっていました。

■10月27日(水曜日) 脇坂 隆夫 前教育長 地方教育行政功労者表彰 前教育長である脇坂 隆夫先生が、地方教育行政の発展に尽力した功績が認められ、 文部科学大臣より表彰を受けました。

脇坂先生の任期中に完成した「ゆめひろば富士見」では、今日も元気な子ども達の声が響いています。

■11月1日(月曜日)~5日(金曜日) 住民懇談会

町政を説明し、町民の皆さまからのご意見やご提案をいただく住民懇談会を、町内5会場で開催しました。

大勢の方に足をお運びいただき、たくさんの声を集めることができた、有意義な懇談 会となりました。

ご参加いただきありがとうございました。

令和3年度(令和3年12月末~令和4年1月初旬)年末年始の休館・休業カレンダー

施設関係 富士見町役場 12 月 26 日 (日曜日) 休館・休業日 12 月 27 日 (月曜日) ~ 12 月 28 日 (火曜日) 通常開館・営業 12 月 29 日 (水曜日) ~ 1 月 3 日 (月曜日) 閉庁 1 月 4 日 (火曜日) ~ 1 月 5 日 (水曜日) 通常開館・営業

施設関係 保健センター 12月26日(日曜日)休館・休業日 12月27日(月曜日)~12月28日(火曜日) 通常開館・営業 12月29日(水曜日)~1月3日(月曜日) 休館 1月4日(火曜日)~1月5日(水曜日) 通常開館・営業

施設関係 おたっしゃ広場 12月26日(日曜日)休館・休業日 12月27日(月曜日)~12月28日(火曜日) 通常開館・営業 12月29日(水曜日)~1月3日(月曜日) 休館 1月4日(火曜日)~1月5日(水曜日) 通常開館・営業

施設関係 ふれあいセンター (お風呂) 12月26日 (日曜日) 通常開館・営業

12月27日(月曜日) 休館・休業日

12月28日(火曜日) 通常開館・営業

12月29日 (水曜日) ~12月30日 (木曜日) 午後1時から営業します (午前休)

12月31日(金曜日)~1月3日(月曜日) 休館

1月4日(火曜日)~1月5日(水曜日) 通常開館・営業

施設関係 清泉荘(お風呂) 12月26日(日曜日)通常開館・営業

12月27日(月曜日) 休館・休業日

12月28日(火曜日) 通常開館・営業

12月29日(水曜日)~12月30日(木曜日) 午後1時から営業します(午前休)

12月31日(金曜日)~1月3日(月曜日) 休館

1月4日(火曜日)~1月5日(水曜日) 通常開館・営業

施設関係 井戸尻考古館·歴史民俗資料館 12月26日(日曜日)通常開館·営業

12月27日(月曜日) 休館・休業日

12月28日(火曜日) 通常開館・営業

12月29日(水曜日)~1月3日(月曜日) 休館

1月4日(火曜日)~1月5日(水曜日) 通常開館・営業

施設関係 コミュニティ・プラザ(公民館) 12 月 26 日(日曜日)通常開館・営業 12 月 27 日(月曜日) \sim 1 月 4 日(火曜日) 休館

1月5日(水曜日) 通常開館・営業

施設関係 富士見町図書館・博物館 12 月 26 日(日曜日)通常開館・営業 12 月 27 日(月曜日) ~ 1 月 4 日(火曜日) 休館

1月5日(水曜日) 通常開館・営業

施設関係 体育関係施設(町民センター、海洋センター、第2体育館、旧落合小学校)

12月26日(日曜日)通常開館・営業

12月27日(月曜日)~1月4日(火曜日) 休館

1月5日(水曜日) 通常開館・営業

ごみ関係

【お問合せ先】建設課 生活環境係 【電話番号】62-9114

収集 可燃ごみ(収集) 12月26日(日曜日) 休業 12月27日(月曜日)~12月30日(木曜日) 通常営業 12月31日(金曜日)~1月3日(月曜日) 休業 1月4日(火曜日)~1月5日(水曜日) 通常営業

収集 不燃ごみ(収集) 12月26日(日曜日) 休業 12月27日(月曜日)~12月29日(水曜日) 収集なし 12月30日(木曜日) 通常営業 12月31日(金曜日)~1月3日(月曜日) 休業 1月4日(火曜日)~1月5日(水曜日) 収集なし

持込諏訪南清掃センター12月26日(日曜日)休業12月27日(月曜日)~12月30日(木曜日)通常営業12月31日(金曜日)~1月3日(月曜日)休業1月4日(火曜日)~1月5日(水曜日)通常営業

持込諏訪南リサイクルセンター12月26日(日曜日)休業12月27日(月曜日) ~12月30日(木曜日)通常営業12月31日(金曜日) ~1月3日(月曜日)休業1月4日(火曜日) ~1月5日(水曜日)通常営業

し尿汲み取り 12月26日(日曜日) 休業 12月27日(月曜日)~12月28日(火曜日) 通常営業 12月29日(水曜日)~1月3日(月曜日) 休業 1月4日(火曜日)~1月5日(水曜日) 通常営業 ※施設への直接持込は、午前9時から午後4時30分までです。込み合いますので、家庭で分別してからお持ち込みください。

- ・諏訪南清掃センター:可燃ごみ、可燃粗大ごみ
- ・諏訪南リサイクルセンター: 不燃ごみ、不燃粗大ごみ、木製家具類、資源物

年末の交通安全運動を実施します -12月15日(水曜日) から 31日(金曜日) - 【お問合せ先】建設課 都市計画係

【電話番号】62-9216

交通事故防止を徹底するため、長野県では「年末の交通安全運動」を実施します。

●運動の重点

- ①夕暮れ時・夜間の事故とスリップ事故の防止
- ・歩行者は、明るい色の服を着たり、反射材や自発光材を積極的に活用しましょう。
- ・早めのライト点灯を心がけ、暗くなってからの運転は歩行者等に十分注意しましょう。
- ②高齢運転者の交通事故防止
- ・高齢になるにしたがい、反射神経や視野等の身体機能が変化します。丁寧な安全確認を心がけましょう。
- ・運転に不安を感じたら、家族や安全運転相談窓口に相談しましょう。
- ③飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- ・飲酒運転は多くの人の人生を台無しにします。絶対しない、させない、許さない環境 を作りましょう。
- ・あおり運転は重大事故につながる悪質で危険な行為です。思いやり・ゆずり合いの交通マナーを実践しましょう。

「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って 安全な速度・方法で運転しましょう

姉妹町 西伊豆だより 「潮かつお」づくりが始まりました!!

11月5日、田子地区のカネサ鰹節商店で西伊豆町の伝統食である「潮かつお」づくりが始まりました。

潮かつおは別名正月魚(しょうがつよ)とも呼ばれ、古来より縁起物として神棚にお供えされているものです。その歴史はなんと奈良時代までさかのぼり、朝廷への貢物として納められていたとされています。

かつては県内外でも生産されていた「潮かつお」でしたが、現在では全国で唯一、西 伊豆町田子地区でのみ生産されています。

これからも西伊豆町の伝統を絶やさず、末永く語り継がれていくことを願っています。